

交通安全ワンポイントアドバイス

ルールとマナーを守って

自転車の安全利用!!

新生活が始まり、学校や職場などに自転車を通い始めたという人も多いのではないのでしょうか。自転車に乗るときは、ルールとマナーを守り、安全な運転を心がけましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行



◎危機管理課危機管理係

☎286・3210

- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを行
- ④ 安全ルールを守る

(▼飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ▼夜間はライトを点灯 ▼交差点での信号厳守と一時停止・安全確認)

- ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- ※中高生でもできるだけヘルメットを着用しましょう。

地域安全ニュース

犯罪に巻き込まれないために、まずは情報

「ゆっぴー安心メール」に登録しよう!!

「ゆっぴー安心メール」とは、子ども・女性・高齢者などの安全確保や地域の犯罪防止を図るため、県内で発生した次の情報を登録した人の携帯電話やパソコンに警察からメールでお知らせするものです。

- ◎ 声かけ事案、不審者の出没など、子どもに対する犯罪の前兆と思われる事案情報
- ◎ 行方不明、高齢者などの手配、迷い人に関する情報

- ◎ 高齢者などの安全・安心に関する情報
- ◎ 防犯パトロールなどに有益な情報
- ◎ 強盗など重要または特殊な犯罪発生に関する情報
- ◎ 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害防止に関する情報

登録方法 k110@ansin.police.pref.kumamoto.jp に空メールを送信してください。

御船地区防犯協会連合会 御船警察署

☎282・1110

かしこい消費者

教えて！契約

契約を解消するとき

契約には法的な拘束力があるため、いったん契約をした以上、原則として一方的に解消することはできません。しかし、一定の事情がある場合には、契約が無効となったり、取消しや解除ができたりすることがあります。

■契約の無効

例えば、公序良俗に反する契約や、意思表示を行った人が、意思表示の内容と内心の意思とが一致しないことを知らない場合(錯誤の場合)も、その契約は無効となります。

■契約の取消し

有効な契約でも、次のような場合には契約を取り消すことができます。

- 詐欺や脅迫があった場合
- 制限行為能力者(未成年者や成年被後見人等)が契約した場合
- 事業者が消費者との契約の勧誘に際して、(ア)重要事項について事実と異なることを告げた、または、不利益な事実を故意に告げなかったなどにより、消費者が誤認して契約した場合、(イ)退去するよう



に言われたのに退去しなかったなどによって消費者が困惑して契約した場合

- 訪問販売等で事業者が勧誘するとき、契約の重要事項やクーリング・オフなどに関して事実と異なることを告げ、消費者が誤認して契約した場合

■契約の解除

いったん有効に成立した契約でも、次のような場合には契約を解除することができます。

- 契約の当事者の一方が契約上の義務を履行しない場合(債務不履行)。債務者のせいで契約の全部または一部の履行ができなくなった場合。購入した物に瑕疵(傷や欠陥等)があつて、購入した目的を達成できない場合。訪問販売において過量な販売があつた場合等
- 契約により解除できる理由を定めておき、その理由が生じた場合
- 当事者間の合意で解除する場合

◎上益城広域消費生活相談室(危機管理課危機管理係)

☎286・3210